

福井市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例の運用について

福井市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例で定めたもののうち、市独自規定以外の取扱いは、これまでと同様に「財団法人国土技術研究センター 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によることとする。

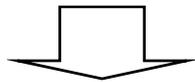
福井市の独自規定について（第10条 排水施設）

- ・横断歩道等と歩道の接続部では、シャーベット状の雪または融雪水、雨水の溜りが生じやすいことを考慮し、歩行者及び車椅子使用者が通行を妨げられないよう排水施設を設置する必要があるが、国の基準では特に定めはないため、独自基準を設ける。
- ・排水施設の蓋の構造について、蓋の隙間により杖や車椅子での移動に支障があるため、目の細かい構造にする必要があるが、国の基準では特に定めはないため、独自基準を設ける。

条例と国土交通省令の比較

福井市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例 (抜粋)	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（抜粋）
<p>(排水施設)</p> <p>第10条 横断歩道等と歩道の接続部においては、水が滞ることのないよう、道路構造を考慮し排水施設を設けるものとする。</p> <p>2 歩道等の幅員内に設ける排水ます等のふたは、杖、車椅子の車輪等が落ち込まない構造のものとするとともに、降雪、凍結時でも歩行者が滑ることのない形状、材質のものを用いるものとする。</p>	規定なし

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
規定なし。(写真はイメージ)



福井市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例

横断歩道と歩道の接続部に排水施設を設け、排水ます等のふたの構造を条例にて定める。

